

2024

なぎみ苑だより

4月号 (No.108)

****主な行事予定****

5月 春の苑遊会・誕生日会

6月 ドライブ・誕生日会

7月 お涼み会・誕生日会

8月 誕生日会

社会福祉法人 慈風会
特別養護老人ホーム なぎみ苑

岡山県勝田郡奈義町広岡30番地

TEL (0868) 36-5711

FAX (0868) 36-6565



「なぎみ苑 裏庭にある紅梅」

—— 奈義町ボランティア会 ——

毎月、奈義町ボランティア会の皆様には、苑の窓拭きや布切りをしていただき、誠にありがとうございます。苑の職員も日々の介護業務に追われ、作業することが難しく、皆様方のおかげで大変助かり、いつも感謝しています。切っていただいた布は、感染予防として手すり拭き等消毒用として使用しています。苑の利用者様がいつも気持ちよく生活できているのも、皆様のご協力ご支援の賜物と厚くお礼申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



大きな形など個性あふれる椎茸の収穫を手伝っていただきました。

「もう悪さはませ〜ん」鬼だって幸せになりたいそうです・・・



ひな祭りの飾りつけを利用者様と一緒に行いました。手作りの壁飾りは表情豊かで温かみがあり見ていると自然に笑顔になりました



ひなまつり



研修



3月13日(水)に、なぎみ苑2階交流ホームに津山圏域消防組合消防署日本原分署の方に来ていただき防災についてお話や実演をしていただきました。

当日は交流ホーム2階で開催している健幸クラブの皆さんにも一緒に参加していただき、防災への心構えや必要な準備や点検・体を抱える方法などを教えていただきました。

その他「火災報知機の動作確認・電池の交換などや防災セットは時代とともに変化するので定期的な確認が必要です。スマホの充電器電池式なども用意しておくと思いいます」な

どアドバイスをいただき防災について改めて考える良い時間となりました。お忙しいところ熱心に教えていただきありがとうございました。



花粉症とは、花粉に対して人間の身体が起こすアレルギー反応の総称です。四大症状である「くしゃみ・鼻水・鼻づまり・目のかゆみ」に加え皮膚や喉にも炎症を起こすことがあります。

セルフケアを行うことで少しでも症状を減らし春を楽しみましょう。

- * マスク・眼鏡・帽子・手袋などで花粉を防ぐ
- * 外出後は玄関先で花粉を落とし洗顔やうがいで花粉を洗い流す
- * 晴れて気温が高く空気が乾燥していて風が強い日・昼前後や日没後などの花粉が飛散しやすい時はなるべく外出を避ける
- * 睡眠とバランスの取れた食事や適度な運動で免疫力を高める



医務

花粉症について

症状が改善しない時は我慢せず医療機関への受診をしましょう。



ユニット

1月2日毎年恒例の書初めでスタート！入居者様それぞれ思いを半紙にのせました。



1月16日にはとんどを
行い書初めを習字が上達するよう
高く舞い上がらせました。出来上がった炭をおでこに塗って今年一年、風邪
などひかない楽しい一年になる
ように願いました。



従 来



カルタ取り白熱中！
読み手の職員も肩に力が入っていま
したがカルタが取れた入居者様の
笑顔に助けられました



グループ



息を合わせて
お二人仲良く
糸巻中です。



とんどで出来た炭を
おでこに塗りあつて皆さん
風邪もひかない良い一年に
なりますね

入居者様と
一緒に料理中です。
皆さんの手際の良さに
職員タジタジ!!



クリームたっぷりの
ケーキが完成間近です。



毎月の誕生日会では、誕生日者の方々に希望をお聞きし、リクエストメニューを献立に取り入れています

今回の2月生まれのHさんより

ぼたもちにな、おつゆがついてなあ〜!!
それに青いもんがあったらなあ〜!!

…とのリクエストをいただきました



誕生日者の方のお膳に添えているカード



2月23日(金)
誕生日会メニュー

- ぼたもち (あん・きな粉)
- ほうれん草の白和え
- えび団子のすまし汁
- いちごの練乳がけ

HAPPY BIRTHDAY

左記のメニューで皆さんでお祝いしました。誕生日者以外の方々からも「ぼたもちが美味しかったわあ〜!! また、してんな!!」と、とても喜ばれ、大好評でした。



皆さんに喜ばれたリクエストの“ぼたもち”

介護サービス利用までの流れ

①要介護認定の申請

介護保険によるサービスを利用するには、要介護認定の申請が必要になります。申請には、介護保険被保険者証が必要です。40～64歳までの人（第2号被保険者）が申請を行なう場合は、医療保険証が必要です。

②認定調査・主治医意見書

市区町村等の調査員が自宅や施設等を訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います。主治医意見書は市区町村が主治医に依頼をします。主治医がない場合は、市区町村の指定医の診察が必要です。※申請者の意見書作成料の自己負担はありません。

③審査判定

《一次判定》調査結果及び主治医意見書の一部の項目はコンピューターに入力され、全国一律の判定方法で要介護度の判定が行なわれます。

《二次判定》一次判定の結果と主治医意見書に基づき、介護認定審査会による要介護度の判定が行なわれます。

④認定

市区町村は、介護認定審査会の判定結果にもとづき要介護認定を行ない、申請者に結果を通知します。申請から認定の通知までは原則30日以内に行ないます。認定は要支援1・2から要介護1～5までの7段階および非該当に分かれています。

【認定の有効期間】

■新規、変更申請：原則6ヶ月

(状態に応じ3～12ヶ月まで設定)

■更新申請：原則12ヶ月

(状態に応じ3～24ヶ月まで設定)

※有効期間を経過すると介護サービスが利用できないので、有効期間満了までに認定の更新申請が必要となります。

※身体の状態に変化が生じたときは、有効期間の途中でも、要介護認定の変更の申請をすることができます。

⑤介護（介護予防）サービス計画書の作成

介護（介護予防）サービスを利用する場合は、介護（介護予防）サービス計画書（ケアプラン）の作成が必要となります。「要支援1」「要支援2」の介護予防サービス計画書は地域包括支援センターに相談し、「要介護1」以上の介護サービス計画書は介護支援専門員（ケアマネジャー）のいる、市区町村の指定を受けた居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）へ依頼します。依頼を受けた介護支援専門員は、どのサービスをどう利用するか、本人や家族の希望、心身の状態を充分考慮して、介護サービス計画書を作成します。

※「要介護1」以上：居宅介護支援事業者

(ケアプラン作成事業者)

※「要支援1」「要支援2」：地域包括支援センター

⑥介護サービス利用の開始

介護サービス計画にもとづいた、さまざまなサービスが利用できます。



今年度もコロナをはじめ様々な感染症に気をくばりながら入居者様には楽しく過ごして頂きたいと思います。その為、今後も面会方法の変更や中止などを行うかもしれませんが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。